

## 老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げに伴う特例退職被保険者の資格取得について

平成 25 年 4 月 1 日（女性については平成 30 年 4 月 1 日）以降に 60 歳に到達する方は、原則として、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が 61 歳以降となります。これに伴い、特例退職被保険者の資格取得も、原則、男性については 61 歳以降となります。ただし、老齢厚生年金を 60 歳に繰上げて受給した場合（年金受給額は減額されます）は、60 歳から加入することが可能です。

老齢厚生年金を繰上げ受給し 60 歳から特退に加入される場合は、かならず『年金証書の写し』を添付書類としてご提出して下さい。

老齢厚生年金の支給開始年齢に関して、下記の表をご参照ください。

○老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢と特例退職被保険者の資格取得の可否

支給開始年齢 生年月日	男性					女性				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日		○	○	○	○	○	○	○	○	○
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日		○	○	○	○	○	○	○	○	○
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日				○	○	○	○	○	○	○
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日				○	○		○	○	○	○
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日					○		○	○	○	○
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日					○			○	○	○

○老齢厚生年金支給開始年齢に達するまでの特例退職被保険者の資格取得までの流れ

(例①)退職後、再就職せず、退職から年金支給開始年齢到達までの期間が2年を超えない場合

支給開始年齢に達する前に退職 → 加入組合の任意継続被保険者(最長2年)又は国民健康保険 → 特例退職被保険者(老齢厚生年金支給開始年齢到達)

(例②)退職後、再就職せず、退職から年金支給開始年齢到達までの期間が2年を超える場合

支給開始年齢に達する前に退職 → 加入組合の任意継続被保険者(最長2年) → (任意継続被保険者に2年間加入しても支給開始年齢に未達)国民健康保険  
→ 特例退職被保険者(老齢厚生年金支給開始年齢到達)

(例③)退職後、再就職する場合

支給開始年齢に達する前に退職 → 再就職先の社会保険 → 特例退職被保険者(老齢厚生年金支給開始年齢到達)